



令和6年 第1回臨時会

会 議 録

(令和6年2月8日)

枕 崎 市 議 会

令和 6 年
枕崎市議会第 1 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（2 月 8 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
2 月 8 日（木）	本会議		前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号、第4号） 6 提案理由の説明、質疑 7 予算特別委員会の設置及び委員の選任 8 議案委員会付託 9 報告（日程第5号） 10 休 憩 11 再 開 12 議案上程（追加日程第1号） 13 委員長報告（総務文教委員会） 14 質疑、討論、表決 15 議案上程（追加日程第2号） 16 委員長報告（予算特別委員会） 17 質疑、討論、表決 18 閉 会
		委員会	前 10：10 後 1：10	1 総務文教委員会 1 予算特別委員会

本 会 議 第 1 日

(令和 6 年 2 月 8 日)

令和 6 年枕崎市議会第 1 回臨時会

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 2 月 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	1	令和 5 年度枕崎市一般会計補正予算（第 8 号）	予 特
4	2	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
5	報 1	専決処分の報告について	
追加 1	2	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
追加 2	1	令和 5 年度枕崎市一般会計補正予算（第 8 号）	予 特

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 平 田 寿 一 総務課参事
 松 田 勇 一 市民生活課長
 大工園 昭 則 建設課参事
 上 園 秀 人 水道課長
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 竈 原 正 二 財政課長
 田 代 勝 義 企画調整課参事
 松 田 誠 建設課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課参事
 水 流 敏 幸 監査委員
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 石 場 博 和 財政課財政係長

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和6年第1回臨時会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、2番下竹芳郎議員、11番橋口洋一議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号及び第4号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第1号及び議案第2号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,904万円を追加し、予算総額を171億0,225万5,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯給付金給付事業、住民税非課税世帯給付金（こども加算）給付事業、住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業及び住民税均等割のみ課税世帯給付金（こども加算）給付事業並びに本年1月1日に発生した能登半島地震により被災し、本市へ避難された方を対象に支援金を給付する、能登半島地震被災者支援事業をお願いしてあります。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した4事業については、繰越明許費の予算も併せてお願いしてあります。

次の、議案第2号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、戸籍法の一部改正により本籍地以外での戸籍謄本等の請求が可能となること等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、同令の規定に準じ、所要の改正をしようとするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 私は、議案第1号並びに第2号について、それぞれ後もって常任委員会それから特別委員会が設置される予定になっておりますので、骨格部分について、本会議でお尋ねをさせていただきます。

議案第1号の補正8号の関係では、昨年暮れの第7号補正を審査する臨時議会においても幾らか申し上げましたが、物価高騰対策は、国の資料でも令和6年2月から3月をめどに早期解消を目指すという資料になっているんですね。しかしながら、先ほど市長の提案理由にもありましたように、繰越しの部分が今回の8号補正の3ページにずっと出ております。

今回、8号補正でなされているこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業全て6年度への繰越しと、それから、7号補正で可決されましたこの7万円の住民税非課税世帯給付金給付

事業も7号補正では2億7,300万円ぐらいの事業でしたけど、今回の8号補正の繰越明許には1億3,600万円ほど、約半分が6年度繰越しなんです。

まず、明確にさせていただきたいのは、6年度繰越しは、いつ頃までにこの事業は執行を終える見通しなのか。それから、特にその7号補正の関係で半分ぐらいは5年度中に執行されるわけですが、残り半分ほどが翌年度繰越し。

住民の立場からいくと、ただだらとこういった事業を続けるということになりますと、やはり住民の心理として、できるだけ早く給付を頂きたいということになろうかと思うんですが、この辺の手順といいましょうか、これはどうなっているのか、予算の関係では今申し上げた点をお尋ねします。

それから議案第2号の関係では、これも総務文教委員会で詳細部分はお尋ねをいたしますが、本市の手数料条例の一部改正が必要となってきた原因は、戸籍法の一部改正に伴って所要の改正をするわけですね。資料が出されておりますが、この資料の中には、今回の戸籍法の一部改正は何と令和元年5月24日成立。およそ5年近く前に成立した法改正を、今回それに伴う条例改正、しかもこの条例の施行は本年3月1日ですよ。もう残り1か月もないわけですね。なぜ5年ぐらい前に成立した法律を受けてですよ、今回この条例改正になるのか、その経過ですね。

それから、3月1日施行日ということは、これは全国自治体一斉に施行をすることになるのか。それぞれ1号、2号議案の質疑をいたします。

○松田勇一市民生活課長 第2号議案の質疑に対して御答弁申し上げます。

最初に、令和元年5月24日に成立した改正戸籍法の施行については、戸籍を国と市町村が連携するシステムの構築などに期間を要することから、施行については、5年以内に施行するという事になっておりました。

その施行につきまして、令和5年11月24日の閣議において、戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行の期日を定める政令が閣議決定され、令和5年11月29日に公布されました。

それとあと3月にとのことですが、これについては、年度末、年度当初に住民移動が集中する時期を避けまして、関連システムと情報連携を開始する時期なども踏まえまして、令和6年3月1日と定められております。これは全国一斉、同時期となっております。

○福永賢一福祉課長 給付金に関する予算の明許繰越に関する部分について御説明いたします。

今般の国の給付金事業におきまして、非課税世帯に関する給付につきましては、もう既に1月から事務の執行をさせていただいているところでございます。事務を執行する中で、3月までに歳出執行がなされる部分、例えば委託料のシステム改修に係る部分の執行につきましては、今年度中に終わりますし、報酬の会計年度任用職員に係る費用につきましても、今年度で執行がなされる部分とかを勘案しまして、職員手当、需用費、給付金になる負担金補助及び交付金につきましては、半分程度6年度に繰り越す形で試算をさせていただきまして、繰越し予定額を1億3,694万4,000円としたところでございます。

今回の給付金関係につきましては、国の制度設計において、申請受付期間を非課税世帯の給付金につきましては、令和6年5月31日まで、その他の給付金につきましては、令和6年8月31日までと設定されておりますので、それに合わせる形での明許繰越をお願いするところでございます。

○6番立石幸徳議員 その7万円給付は現時点ではもうスタートしているわけですか。つまり、もう既に2か月間、昨年の臨時会が終わって経過しているわけですね。今、5月31日までに終了すればいいんだみたいな答弁ですけど、要するに、この対象になる住民の立場からいうと、できるだけ早く頂きたいという気持ちがあると思うんですね。

それを順番ということでもないんですが、どういう対象を、先にやる、あるいはどんどんずら

していく、その辺のもうちょっと具体的な内容を教えていただきたいんですけどね。

○福永賢一福祉課長 非課税世帯の給付金につきましては、1月に入りましてシステムを導入いたしましたして、1月23日付で対象世帯と思われる3,871世帯に確認書を発送いたしました。

1月末までに返送されて、支給条件が確認された約2,200世帯に、今月振込みを行う予定となっております。

そのような形で先行して、住民税非課税世帯の給付金事業については、事務を執行しているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

次に、日程第5号について、市長に報告を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 報告事項について、報告いたします。

報告事項第1号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

ここで、委員会開催のため休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午後4時00分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第2号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを追加日程第1号として、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

〔上迫正幸総務文教委員長 登壇〕

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました追加日程第1号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、令和元年5月24日に成立した戸籍法の一部を改正する法律により、国と市町村の戸籍システムが連携され、戸籍謄抄本の証明書発行等の手続の簡略化や利便性の向上が図られ、令和6年3月1日から戸籍証明書等が広域交付できるようになったこと。また、戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担が軽減されること。今後さらには、マイナンバー制度の活用による戸

籍証明書等の添付の省略、戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付が省略できることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたため、所要の改正をしようとするものです。

この改正手数料条例の施行日については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令で令和6年3月1日となっていることと、改正戸籍法の施行日に合わせて令和6年3月1日になるとのことです。

審査においては、委員から、今回の戸籍法改正により、国と市町村の戸籍システムが連携されたことに伴い、相続関係の手続においては、どの程度手続がスムーズに行われるようになるのかといった質疑があり、市当局からは、本人、配偶者、父母、祖父母の直系尊属と子供、孫などの直系卑属の戸籍証明書までは広域交付ができることになるが、相続関係の手続などで直系尊属、直系卑属以外の方が戸籍を取る場合は広域交付できないということであり、今回の改正では、居住地と本籍地が違う方が本人の戸籍を取る場合の利便性が図られることが大きな改正点であるという説明がありました。

委員からは、現状においても土地の未登記など相続絡みの問題は多数あるので、相続関係の手続も速やかに行われるシステムの構築に向け、国や県に対し、市町村間で連携して取り組んでいくよう要望がありました。

次に、委員から、今回の条例改正の施行日は令和6年3月1日となっており、施行まであと20日余りしかないが、市民への周知に支障はないのかとの質疑があり、市民への周知については、2月号のお知らせ版に綴じ込みを計画し、ホームページにも同様のお知らせを掲載していくとのことですが、周知が足らないようであれば、広報紙に折り込むなどの検討をしていきたいとのことでした。

そのほか委員から、コンビニエンスストア等での住民票等の証明書交付が本市では実施されていないことについて質疑があり、本市では、デジタル社会が進展する中、マイナンバーカードの普及、デジタル化により住民サービスの向上は図られているが、コンビニ交付については、まだ実施に至っていないとのことでした。

この理由として、住民票については、既に平成15年度から広域交付が行われていること。また戸籍謄本等についても広域交付ができるようになるため、今後は、さらにデジタル化が進展し、マイナンバーを活用することにより、行政機関等での証明書発行も省略されていく状況も伺われることから、地理的利便性や時間的利便性、費用対効果を踏まえて、庁内で慎重に検討を行っているとの説明がありました。

本件については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第1号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）を追加日程第2号として、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第2号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

〔橋口洋一予算特別委員長 登壇〕

○橋口洋一予算特別委員長 ただいま議題となりました追加日程第2号について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、本日2月8日に開催し、委員長に橋口洋一、副委員長に眞茅弘美委員を選出いたしました。

付託された補正予算1件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、後日配付いたしますが、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、追加日程第2号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）の1件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和6年第1回臨時会を閉会いたします。

午後4時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎

枕崎市議会議員 橋 口 洋 一